

8. 法学部「教育課程編成・実施の方針」

法学部は、法学部の学位授与の方針に定めた学修成果（以下「学修成果」という。）を達成するため、次の方針により、体系的・順次的な教育課程を編成・実施する。

1. 学修成果1～3を達成することを主たる目的として、教養教育科目、外国語科目、保健体育科目を置き、1～2年次を中心に授業科目を配置する。
2. 学修成果1を達成することを主たる目的として、教養教育科目に全学共通の授業科目群「人間的基礎」を置く。その中核として聖書とキリスト教に関する授業科目を1年次と3年次に置き、それぞれ4単位必修、2単位選択必修とする。
3. 学修成果2を達成することを主たる目的として、教養教育科目に全学共通の授業科目群「知的基礎」を置くとともに、外国語科目のうち英語を4単位必修とする。
4. 教養教育科目の「人間的基礎」と「知的基礎」には、大学での学びに向けた初年次教育、基礎教育、能動的学修への転換教育、及びキャリア形成支援教育としての役割をもたせる。
5. 学修成果3を達成することを主たる目的として、教養教育科目に「学科教養」科目群を置く。
6. 学修成果4（1）～（6）を達成することを主たる目的として、専門教育科目を置く。これらに関する全般的な基礎教育を主たる目的として、初年次の専門教育科目には導入科目を置く。
7. 専門教育科目については、主として卒業後の進路に応じた複数の履修コースを設け、それぞれの履修方法を適切に定めるとともに、その選択に向けたキャリア形成支援教育を初年次に行う。
8. 学修成果5は、能動的学修に向けた取り組みとして、すべての科目群、すべての授業科目において達成目標の一部とする。また、地域の課題発見と解決を主たる目的として、「地域教育科目」を置き、2単位必修とする。さらに、学修成果の総合的な活用を主たる目的として、専門教育科目の中に演習形式の授業科目を置き、各学年に配置する。
9. 4年次の専門教育科目の中に、学修成果を総合的に確認するための授業科目を複数置き、選択必修とする。
10. 卒業所要単位及び履修方法は、専門教育科目のコース別履修を中心としながらも、法学部の学位授与の方針に定めた学修成果をバランスよく達成できるよう適切に定める。